

# 粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する 省令案（概要）

## 1 根拠条文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第27条第1項及び第113条並びにじん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第3項

## 2 改正の内容

### （1）粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）の一部改正

#### ア 粉じん作業の範囲の拡大（別表第1関係）

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための措置を講ずる必要のある「粉じん作業」のうち、現在は「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おけるものに限定されている「金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業」のうち、金属をアーク溶接する作業について、「屋外」において行う場合にまで範囲を拡大する。

※ これにより、粉じん作業を行わせる事業者に、粉じん作業を行う作業場以外の場所に休憩設備の設置が義務付けられる。

#### イ 呼吸用保護具が必要な粉じん作業の範囲の拡大（別表第3関係）

事業者が、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる必要のある「粉じん作業」のうち、下記について範囲を拡大する。

（ア）現在は「屋内又は坑内に」おけるものに限定されている「手持式又は可搬式電動工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」について、「屋外」において行う場合にまで範囲を拡大すること。

（イ）現在は「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おけるものに限定されている「金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業」のうち、金属をアーク溶接する作業について、「屋外」において行う場合にまで範囲を拡大すること。

#### ウ その他

所要の改正を行う。

### （2）じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）の一部改正

#### ア 粉じん作業の範囲の拡大（別表関係）

従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる「粉じん作業」のうち、現在は「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おけるものに限定されている「金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業」のうち、金属をアーク溶接する作業について、「屋外」において行う場合にまで範囲を拡大すること。

イ その他

所要の改正を行う。

3 公布日

平成24年1月（予定）

4 施行日

平成24年4月1日（予定）